

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 外92名

被告 国

### 原告準備書面(28)

(これまでの原告の主張の要約)

2020(令和2)年10月8日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉田 良尚

福嶋 博孝

森永 正之

中村 尚志

今井 一成

青野 悠

ほか

#### 第1 はじめに

- 1 本件訴訟について
- 2 新安保法制の審理過程の異常さ
- 3 私たちが求めるもの

#### 第2 原告らの権利侵害論(特に人格権等侵害が顕在化する「戦争の具体的危険性論」を中心

心として)

- 1 平和的生存権について（詳細は原告準備書面(2), 同(9), 同(11), 同(26)等）
- 2 人格権について（詳細は原告準備書面(8), 同(26),
- 3 憲法改正・決定権（詳細は原告準備書面(5), 同(7), 同(9), 同(18), 同(26)）
- 4 裁判例批判（詳細は準備書面(26)）
- 5 新安保法制において特に考慮すべき事情-戦争の具体的危険性
- 6 まとめ

#### 第3 原告の個別の権利侵害について

#### 第4 安保法制の違憲性について

- 1 新安保法制法の全体像
- 2 集団的自衛権行使容認の違憲性（自衛隊法76条1項, 88条, 事態対処法2条4号, 3条4項, 9条2項1号ロ）
- 3 後方支援活動の違憲性
- 4 P K O新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性
- 5 外国軍隊の武器等防護の違憲性
- 6 結論

#### 第5 国賠法上の違法性の判断の枠組みについて（準備書面(7), (26)）

- 1 職務行為基準説+相關関係論
- 2 本件において

#### 第6 裁判所に求められているもの

- 1 はじめに
- 2 違憲審査権の意義
- 3 裁判所の役割

## 第1 はじめに

### 1 本件訴訟について

本件訴訟は、2014年7月閣議決定、2015年5月閣議決定、2015年9月19日に成立した集団的自衛権行使等を認める新安保法制の違憲性を、被爆地である長崎の地で正面から問う裁判です。

全国25か所で行われている裁判のひとつであり、原告の数は全国で7704人にも上ります。

### 2 新安保法制の審理過程の異常さ

新安保法制の法案審理の過程においては、本件訴訟で問題としている様々な問題点が指摘されていました（“あなたは「砂川事件最高裁判決が集団的自衛権の行使を認める根拠になる」という問題が択一試験で出たら、○をつけますか？”）。）。

野党のみならず与党である自民党推薦の憲法学者である長谷部恭男教授、從前声を上げることがなかった裁判官、しかも元最高裁判所長官である山口繁氏や元内閣法制局長官の大森政輔氏ですらも、憲法9条の下できないとされてきた集団的自衛権の行使を憲法解釈を変更してできるとしたことや、外国の軍隊の武力行使と一体化するおそれがある後方支援活動を認めたことについて問題点を指摘していました。

確定した憲法解釈を変更するのであれば、国会での発議を経た上で国民投票を行うという憲法改正手続きが必要であるにもかかわらず、そのような手続きを取っていません。

そして、私たちを含め多くの国民が反対していたにもかかわらず、強行採決により新安保法制は成立しました。

### 3 私たちが求めるもの

安倍首相（当時）は、新安保法制の審理において、最終的には最高裁判所が違憲かどうかを判断するという趣旨の発言をしています。かかる発言を前提にすれば、新安保法制が裁判所で争われた場合には、国は新安保法制が合憲であるという主張を、それこそつい先日終了した日曜日の午後9時のテレビドラマの主人公のように正面から主張すべきです。私たちも本件訴訟で国が新安保法制が合憲であると積極的に主張すると考えておりました。

しかし、現実には、国は、憲法判断を要する事項については逃げの姿勢、すなわち、新安保法制法の違憲性の議論を回避し、原告らの権利侵害ないし被害及び損害を否定して、原告らの主張の内容に正面から対応せずに済まそうとするものです（そのような対応が許されるのは国会だけで、一般社会では通用しない、と言いたいところですが、次に述べる裁判例からするとこれまでのところ司法の世界でも通用しているようです。）。

この点、これまで東京地裁判決等原告敗訴の判決がいくつか出ていますが、これらの先行する判決は国の主張に安易に乗っかったものです。

しかしながら、これらの判決は、原告が主張する権利の実態や原告が裁判を起こさざるを得なかった事情、閣議決定や立法当時、その後に起きている自衛隊の質的な変容や社会情勢の変化といった現実を見ようとしている判決でした。

三権分立の下、政治部門が機能しないときこそ司法を担う裁判所が一歩前に出る必要があります。

本件訴訟は、新安保法制が違憲か否かが正面から問われており、閣議決定、立法当時はもとよりその後の自衛隊の変容や社会情勢の変化も踏まえて、裁判所もそれに対応した判断が求められている裁判です。

以下、私たちの主張を要約しますが、これらは判決において最低限触れていただきたい論点となります。

## 第2 原告らの権利侵害論（特に人格権等侵害が顕在化する「戦争の具体的危険性

論」を中心として)

## 1 平和的生存権について（詳細は原告準備書面(2)，同(9)，同(11)，同(26)等）

### (1) 内容

平和的生存権は、平和のうちの生存する権利です。その内実は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利です（訴状20頁）。

従前、平和的生存権は、国が主張するように、概念が抽象的で不明確だとして裁判規範性はないと言われていました。

しかしながら、今日では、次に述べるように、具体的権利性があるというべきです。

### (2) 具体的権利性があること

まず、①平和のための世界的努力があげられます。最大の人権侵害行為は戦争であることが認識され、第一次世界大戦以降、戦争をなくすための国際的努力が続けられました。日本国憲法の平和的生存権は、1941年の「4つの自由」宣言、これを踏まえた大西洋憲章が元になっており、日本国憲法は、平和的生存権と戦争放棄を実定法として規定した世界で最初の憲法であり、国際的な平和への願いの歴史を受けて明文化された経緯に鑑みれば、平和的生存権は、法的救済を求める権利ないし法的利益として認められるべきです。特に、核兵器の時代といわれる現在の世界情勢においてはなおさらです。

次に、②憲法によって保障されております。すなわち、憲法前文は、全文において平和を守ることの大切さを宣言し、平和の内に生存する権利を認めていますし（前文にも法規範性が認められます）、憲法9条は、戦争の放棄と戦力の不保持及び交戦権の否認を宣言し、平和的生存権を制度として保障

しています。また、憲法は、憲法13条は幸福を追求する権利の最大の尊重を求めるなど、第3章は国民の基本的人権の保障を宣言しております。憲法上の権利は、下位の法律によって侵害されてはなりません。裁判所によって保護されなければ意味がなく、具体的権利性は認められるべきです。

さらに、③研究者の研究の成果と裁判例の積み重ねがあります。すなわち、憲法研究者の間でも、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性を認める考え方方が近年とみに有力となっており、裁判例も認めるものが見られるようになっています。研究者においては議論、裁判においては主張をかみ合わせることで概念に対する皆の理解は深まるのです。その結果、平和的生存権は、法的救済が受けられる自由権的側面を含む複合的な権利で具体的権利性が認められるようになりました。

また、④平和主義に反する動きに対して、国民・市民はこれを拒否する態度を示してきたことです。本件で問題となっている新安保法制についてもそうです。平和のうちに生存する権利が国民・市民の間に根付き、平和的生存権を認める国民的基盤はあります。

加えて、成立の要件とは、結局のところ国賠法上の違法性の判断基準であるところ「第5」で述べるとおり明らかですし、法的効果としては損害賠償の対象となることについては争いないものと思われます（このことは「2」の人格権、「3」の憲法改正・決定権においても当てはまります。）。

以上からすれば、平和的生存権の具体的権利性は認められるというべきです。

## 2 人格権について（詳細は原告準備書面(8)，同(11)，同(18)，同(26)等）

### (1) 内容

人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利であり、その具体的内容は、①生命・身体及び精神に関する利益と

しての人格権，②平穏生活権，③主権者として蔑ろにされない権利となります（準備書面(8)44頁，同(26)24頁等）。

国は，原告らの人格権の主張に対し，原告らの主張は抽象的であり，具体的な権利内容，成立要件，法律効果等については一義性に欠ける曖昧なものであり，具体的権利性を欠くと主張しています。

しかし，本件では，次に述べるように具体的権利性があります。

## (2) 具体的権利であること

### ア 基本的権利であること

人格権は，アメリカ独立宣言や世界人権宣言にルーツをたどることができます，人格権 자체は，日本の学説上も判例上も民法のみならず憲法上でも認められている基本的権利です。権利内容等が不明確というのであれば，芦部憲法をはじめとする憲法の基本書の憲法13条幸福追求権の中に人格権という言葉が出てくるはずもありませんし，判例にも出てくるはずがありません。

### イ 内容

そして人格権は，人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利ですから，仮にその外延を一義的に確定することが困難であるとしても，少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば，人格権・人格的利益として法的保護の対象となるべきです。

①生命・身体及び精神に関する利益としての人格権，②平穏生活権としての人格権については，人間の尊厳に伴う基本的な法益を内容としておりますので，判例においても学説においても認められております。

③主権者として蔑ろにされない権利についてですが，国民は，国民主権のもと，憲法制定権を有しております，憲法改正に際しても国民投票に参加し得る地位を有しております。確定した憲法解釈を変更するためには，憲法

改正が必要です。にもかかわらず内閣が憲法解釈を変更して、それを受けたて国会が法律を制定する行為は、国民が憲法改正手続きに参加する機会を奪うものです。国民は主権者であるにもかかわらず、国から主権者として蔑ろにされているものであり、その被害感情は人間の尊厳に伴う基本的な法益を侵害されたものとして法的保護に値します。本件のように、ずっとできないとされていた集団的自衛権の行使をいきなりできるとした憲法解釈の変更、これに伴う新安保法制の制定は、まさに、この主権者として蔑ろにされない権利を侵害するものにはかなりません。

加えて、成立の要件と法的効果については、既に述べたとおりです。

以上から、人格権は具体的権利性を欠くことはありません。

### 3 憲法改正・決定権（詳細は原告準備書面(5)，同(7)，同(9)，同(18)，同(26)等）

#### (1) 内容

憲法改正・決定権は、具体的な憲法課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定する権利です（憲法 96 条）。そして、憲法改正については、国会による発議より前から、国会内や国民の間で議論が行われているものであり、当該憲法課題に対して賛否その他意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利でもあります。このように憲法改正過程の手続保障も含むものであるから、当該憲法課題が解釈として確立したものであれば、その解釈の変更も実質的な憲法の改正にあたるというべきです。

#### (2) 具体的権利であること

この憲法改正・決定権については、憲法 96 条以外にも、国民主権について述べている憲法前文、公務員の憲法尊重擁護義務によっても裏付けられまし、更に憲法改正手続法が制定されていることからも具体的権利であると

いえます。

加えて、成立の要件と法的効果については、既に述べたとおりです。

以上から、憲法改正・決定権は具体的権利性を欠くことはありません。

#### 4 裁判例批判（詳細は準備書面(26)）

この点、先行する札幌地裁、東京地裁、大阪地裁の裁判例は、平和に対する信念や信条（札幌地判）、生命・身体及び財産に危害が加えられることへの恐怖や不安（札幌地判、東京地判、大阪地判）、健康上の危険にさらされるとなく平穏かつ安全に生活する権利、人間らしくその尊厳を保ちつつ平穏な生活を営む権利、日常生活を破壊されるに当たり前の生活を営む権利などの平穏な生活を送る利益（東京地判、大阪地判）、戦争に巻き込まれず、戦争に加担しないで平和に暮らしたいという思い、人殺しに加担したくないとの信念による精神的苦痛（東京地判）等を人格権ないし法的利益の一つとして認めていると思われます。この点自体は評価できます。

ところで、これらの各裁判例は、人格権ないし法的利益が侵害されたというためには、「危険の切迫性や具体的危険性・危険の具体的な蓋然性」が必要であり、「戦争やテロ攻撃に極めて近接した状況にあること」でないと危険性がないと考えているようです。

しかしながら、この基準によれば、実際には、現実に戦闘あるいは戦争が始まり、わが国が武力を行使したり又は武力を行使されたりするその寸前にならない限り、これら判決のいう要件を満たすことにはならないのであって、ほとんど意味のない、非現実的なものです。

実際にこのような戦闘・戦争状態になったときには、仮に裁判所が原告らの損害請求を認めたところで何の解決にもなりませんし、仮に裁判所が差止判決を行ったところで戦闘や戦争や止まりません。このような戦闘・戦争状態になったときには、逆に、緊急時なのだから国民全員が受忍すべきとの判断がなさ

れるのではないかとの危惧もあります。

だからこそ、安保法制が違憲であるとの判断により、一步手前で踏みとどまることが必要なのです。

## 5 新安保法制において特に考慮すべき事情-戦争の具体的危険性

上記裁判例は、新安保法制において特に考慮すべき事情を考慮に入れていません。それは、戦争の具体的危険性が迫ってきていることです。

### (1) 新安保法制が制定された効果

新安保法制が制定され、集団的自衛権の行使が認められること、また、発進準備中の航空機への燃料補給や戦闘地域においても戦闘中でなければ弾薬や燃料の提供を行うといった後方支援活動が認められ他国の武力行使と一体化することにより、日本が他の戦争の当事者となり、あるいは他の戦争に巻き込まれる危険性と機会が増大したと言えます。それに伴い、日本は、敵国となってしまった国から国土に攻撃を受けたり、テロの対象となる危険が増大します。原告を含む日本の市民全部が、戦争体勢に突入すること、及びその犠牲を覚悟しなくてはならなくなりました。

### (2) 自衛隊の変容-専守防衛の踏み越え

この新安保法制が制定されてから、国は専守防衛を踏み越え、戦争ができる国になりつつあります。①護衛艦「いずも」の攻撃型空母化（現時点では「かが」も）、②スタンド・オフ機能がある長射程巡航ミサイル（敵の防空システムの有効射程外から発射される空対地ミサイル）、③島嶼防衛用高速滑空弾という事実上の弾道ミサイルの導入等です。

さらに加えて、つい最近、（実は既に保有している）④敵基地攻撃能力の保有も検討され始めました。どのようなシチュエーションを想定しているのは必ずしも明らかではないですが（既に朝鮮半島有事となっているのか、日本とだけ有事となりそうなのかなど。）、この敵基地攻撃能力は、相手国か

ら武力行使を受ける前に、相手国の領土内にある基地を先制攻撃することに他なりませんから、国際法上認められる自衛権の行使といえず違法とされる可能性が高いと言えます。また、この敵基地攻撃能力を持つだけで他国との緊張関係が高まる恐れがあります。全ての敵基地についてこの能力を持つことは不可能ですし、持とうとすれば、果てしない軍拡につながり、財政が破綻します（なお、尋問等で明らかにします。この流れからすると行き着く先是⑤専守防衛的核兵器保有となりそうですが、これは冗談みたいな自己矛盾ということになりそうです。）。

### （3）国際状況等

米国と中国とは対立関係を強めており（米中の新たな冷戦）、また、北朝鮮問題とも相まって日本との共同軍事行動が多くなり、新安保法制法がそれを後押ししていますが、米国と中国とが衝突した場合には、日本も間違いなくそれに巻き込まれます。

新安保法制法の成立は、海上自衛隊の訓練自体に変化をもたらし、对中国を念頭において、その訓練の範囲が南シナ海やインド洋にまで拡がっており、そこでは単独訓練、日米共同訓練、（インドなどを含めた）多国間訓練が行われています。このように自衛隊が南シナ海やインド洋で米国との共同訓練（軍・軍連携）を行うようになることは、この地域で不測の武力衝突が起り得ることを意味します。

また、米国が中国その他の国と武力衝突を起こすということは、集団的自衛権で米国とつながっている日本の基地もその攻撃の対象となることを意味します。

今年に入ってからも、「2020年1月3日未明、イラン精銳司令官殺害 トランプ氏指示 イラクで列車爆撃」という報道が飛び込んできました。米国の対イラン有志連合には参加していないものの、調査・研究目的で自衛隊を中東に派遣しておりました。自衛隊派遣中に米国とイランとの間で武力衝

突が勃発したら、米国は、日本に対し、新安保法制法と新ガイドラインを前提とした戦闘への協力を要請するものと思われます。そうすると日本は、それを拒否することができずに協力し、その後において武力衝突に巻き込まれる可能性があるのです。

さらに、2020年9月に出版された米記者ボブ・ウッドワード氏の著書によれば、北朝鮮による軍事侵攻を想定した米韓両軍の「作戦計画5027」に、報復として核兵器80発の使用も含まれていると指摘があり、同計画は2017年に北朝鮮との軍事的緊張が高まった際、トランプ米政権の選択肢の一つだったとのことでした。情報源や80発をどう使うのかには触れていないとのことです、このことが事実で、争いが表面化すれば、日本も巻き込まれていたことになります。私たちの認識以上の危機が迫っていたといえます。そうすると、既に2017年には先述した裁判例が指摘する「危険の切迫性や具体的危険性・危険の具体的な蓋然性」や「戦争やテロ攻撃に極めて近接した状況にあ」ったことになります。

## 6 まとめ

本件で原告が主張している平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権についても、このような新安保法制との関係で改めてその意義や性格が基本的なところから再検討を迫られています。従来の議論の延長線上で、その具体的権利性や裁判規範性が安易に否定されることはありません。

権利は、社会と人間との関係によって生成発展するものですから、社会の変化に従ってそれ以前の時代には権利として可視化されず、明確に権利として扱われていたなかったものも、時代の変化及び社会の変化に伴い、権利として認識されるようになります。認識される場の一つが裁判であることはいうまでもありません。人格権における「平穏生活権」はその一つでした。その意味では、新安保法制法は憲法9条を法律によって掘り崩そうとする明らかな違憲の法

制であり、それによって原告らが受ける被害は、それ以前にはありえなかったものであることに留意すべきです。平和的生存権、憲法改正・決定権は、この流れにおいて、今回、具体的権利として認識されるべきです。

他方で人格権は、これまでも裁判規範として機能してきました。今回必要なのは、私たちがこの訴訟で述べてきた日本を取り巻く状況を考慮して、権利としての内容をより充実させることです。これが、今回、この裁判に関わった法官関係者の役割です。

これらを十分に検討した上で、次に述べる原告の権利侵害が検討されなければなりません。

### 第3 原告の個別の権利侵害について

#### 1 はじめに

原告らは新安保法制法の制定・施行によって平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害されています。

その被害は、被告の主張するような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは決してありません。

2 本件訴訟の原告らは、第1陣（平成28年（ワ）第159号）が被爆体験者を含む原爆被爆者及びいわゆる被爆二世であり、第2陣（平成29年（ワ）第135号）の原告らは様々な年代や職業、人生経験を持つ方々です。

3 被爆者である原告らの被爆体験は、壮絶・凄惨そのものです。

(1) 原告の中には、被爆によって負傷し、生死の境をさまよった方もいます。

原子爆弾の炸裂による閃光と、それに続く爆風により吹き飛ばされ、ひどい火傷やけがを負った者。火傷を負った部分の皮膚が全て剥けるというひどいけがにもかかわらず、十分な治療も受けられずにひたすらやけどの痛みに泣

きながら耐えた者。脱毛，嘔吐，発熱，下痢，下血などの放射線による急性症状に苦しんだ者。いずれも筆舌に尽くしがたい苦痛を受けた方々です。

原告……は、火傷とともに、爆風で飛ばされてきたガラスの破片が体に突き刺さり、体中血だらけとなりました。高熱、血便、下痢、脱毛が起こり、やけどの包帯を取り替えるときは、激痛で「死んだほうがましだ」と思うような地獄の日々を送りました（甲D3, 本人尋問）。

(2) また、被爆後の爆心地付近の長崎の街の状況はまさに地獄絵図でした。家は破壊され、工場もがれきの山となってむき出しになった鉄骨がひん曲がり、市街地は一面焼け野原となっていました。黒焦げの死体、血まみれの死体、やけどにより男性か女性かもわからない死体やけが人、やけどにより皮膚が垂れ下がっているけが人などがあふれ、川にもたくさんの死体が浮いていました。泣き叫ぶ声や助けを求める声があちこちから聞こえました。そのような地獄の中を、郊外へ避難するために、または逆に親族を探しに爆心地に入るため通過した原告の方も大勢います。その記憶は、原告らの中で生涯忘ることのできない恐怖の記憶です。

原告……は、全身ひどい火傷で皮膚が焼きちぎれて垂れ下がったり、手や口がただれ、肉が皮膚から飛び出している人々、どこが顔か目か分からず、幽霊のように人間の形だけをしていた人々を目の当たりにしました（甲D3, 本人尋問）

原告……は、原爆投下から2日後に爆心地近くの大橋町に入市した際、長崎三菱工場の焼け残った鉄筋と一面の焼け野原、浦上川にたくさんの死体が浮いていたことを今でも覚えています（甲D118, 本人尋問）。

(3) そして、原告らの多くが、原爆によって家族、親族、知人等を失いました。原爆によって即死し、遺体や遺骨すら見つからない家族もいます。働き盛りの父や母を失い、幼い兄弟姉妹を失いました。即死はまぬがれたものの、けがにより数日で亡くなる者、一見けがはないものの放射線の影響によりどん

どん衰弱して亡くなる者が大勢おり、それを看取った原告らの悲しみは想像に余りあります。

原告<sup>○</sup>は、長与村（現長与町）の自宅に避難してきた親族6名が亡くなるという経験をしました。3歳と5歳の幼いいとこは、全身が赤く焼けただれ、「水、水」とうわごとのように言って息を引き取りました。避難してきた際には怪我一つなかつた医学生のいとこは、1か月程度でみるみる体が衰弱し、最後は汚物を噴き上げて亡くなるという壮絶な死に方でした（甲D 118、本人尋問）。

(4) 被爆者である原告の中には、被爆から数十年後に、被爆による放射線の影響で発症したと考えられるがんなどの疾病に罹患した方もいます。それも一度だけではなく、別の部位にがんが多発している（多重がん）方もいます。同じ場所で被爆した親族が、がんなどの疾病に罹患している方も大勢おり、自分自身はまだそのような疾病に罹患していない方でも、いつ自分ががんや白血病などの疾病を発症するかもしれないという不安と恐怖に常に苛まれています。また、一度は治癒しても、再発や別のがんを発症するのではないかという不安と恐怖に常に苛まれています。長崎大学名誉教授で日赤長崎原爆病院名誉院長である<sup>○</sup>氏の意見書（甲B 73）や証人尋問でも明らかのように、①被爆者は多重がんを発症する確率が高いこと、②原爆放射線により臓器を維持している幹細胞の遺伝子が傷つき、その結果、原爆放射線の人体に対する影響は、被爆者の生涯にわたって持続する事実、生涯にわたってがんになる確率が上がり続けているという事実が科学的に明らかになっています。被爆者である原告が抱いている健康に対する不安や恐怖は極めて現実的なものであり、その不安や恐怖からは、被爆者は一生逃れることはできないのです。

4 被爆二世である原告らも、被爆者である親から、壮絶な被爆体験を聞かされ、

あたかも自らが体験したかのように、その話を明確に記憶しています。また、被爆二世である原告らは、被爆による放射線の影響で苦しんだり死に至った親、近親者、知人などの姿を間近で見てきました。原爆放射線の遺伝的影響はまだ科学的には解明されていないものの、そのような体験から、自らもいつがんや白血病などの死に至る病気に罹患するのだろうという健康不安や恐怖に苛まれています。

原告　　は、母親が被爆者である被爆二世ですが、高校生のとき、被爆二世である級友を急性白血病で亡くしました。その級友は健康でしたが、ある日突然体調を崩し、急性白血病で余命2週間と診断されました。原告　　は級友の突然の死を目の当たりにし、いつ自分も放射能の影響による病が発症するのか、自分だけではなく自分の子どもや孫にも影響は出ないかと不安にさいなまれています（甲D102、本人尋問）。

5　被爆者及び被爆二世の原告らは、そうした自らの体験から、戦争や核兵器の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさ、非人道性を身をもって理解し、戦争や原爆の惨禍・苦しみをもう誰にも経験して欲しくないという必死の思いを抱いて今日まで生きてきました。こうした原告らは、誰よりも平和を切実に求めている方々です。

原告　　は、新しく作られる日本国憲法が学校の授業で取り上げられた際、皆で感激しながら話合いをし、戦争のない平和な日本になろう、これでみんな苦しみをしなくとも済むという気持ちでいっぱいになりました。その後、中学校の教師として長年平和教育に力を注ぎ、50年に渡り修学旅行生たちに被爆体験や戦争は二度としてはならないという話をしてきました（甲D3、本人尋問）。

原告　　は、戦争体験や被爆体験から、戦争をしないと定めた日本国憲法が自らの中で一番大切な位置づけとなり、二度とあの地獄のような体験を若者

たちに体験させたくないという思いから、小中高生たちに対して戦争や被爆体験の語り部活動を続けてきました（甲D118、本人尋問）。

原告　　は、被爆二世という自らの出自を出発点として、被爆二世問題、在外被爆者の問題、中国人強制連行の問題、被爆体験者の問題、高校生平和大使や高校生1万人署名などに取り組んできました（本人尋問）。

戦後、日本が戦争をすることもなく、また戦争に巻き込まれることもなく、平和に暮らすことができたのも、日本国憲法9条があったからこそであり、原告らの誰もが日本国憲法9条の存在意義と尊さを理解し、大事に思っています。原告らは、戦争や原爆の惨禍、敗戦を経験し、先の大戦の反省から生まれた日本国憲法に基づく平和国家としての歩みの実績を積み重ねることで、自らの人格の中心に憲法の平和主義を位置づけ、自らのアイデンティティーを確立してきました。

6 第2陣の原告らは、被爆者、戦争体験者、元教師、元公務員、マスコミ関係者、大学教員、労働組合活動に関わってきた者、基地の街佐世保で平和運動を続けてきた者、子を持つ親、牧師、元自衛隊員など、様々な人生経験やバックボーンを持つ方々です。

(1) 原告　　は、元教師です。原告　　は、旧満州の新京特別市（現在の長春）で生まれました。戦後、日本への引揚げまでの間、また引揚げ時に、多くの辛くて怖い体験をしました。

原告　　は、中学1年の社会の時間に、先生が、日本国憲法には戦争放棄をうたう9条があるのだと熱心に教えられたことを今でも覚えています。この先生の教えが、原告　　の戦争体験と憲法9条を強く結び付け、「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念を作り上げました。

原告　　は、40年間、教師として勤務しましたが、この「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念は、原告熊江の教師生活にも大きな影響を

与えました。この信念があったからこそ、原告　　は平和教育に力を入れてきました。退職後も「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに掲げる「長崎県退職女性教職員の会」の代表などを務め、平和の大切さを語り、手記などでも訴えてきました（甲D21、本人尋問）。

(2) 原告　　は、元地方公務員です。対馬支庁勤務のとき、軍事は民事を抑圧するという経験をしました。自衛隊の3軍統合演習が対馬で実施され、自衛隊は、原告　　たちの抗議にもかかわらず、対馬支庁の県職員が設計・建設に携わり民生用に作られた港湾、道路、空港を使用したのです。

地方自治体は住民の暮らしの安定と向上に資することを目的としており、職員もそのために業務に従事しています。原告　　は、既に退職していますが、住民の福祉向上のため、自治体職員としてこれまで築き上げてきたもの、自治体職員として働いてきた誇りがあります。

また、原告　　には障害を有する長男がいます。障害を持つ子の親として、息子が心穏やかに過ごせる居場所を確保することにずっと苦心してきました（甲D24の1、甲D24の2、本人尋問）

(3) 原告　　は、日本基督教団の牧師です。原告　　は、人の命はかけがえのないものであり、そうであるが故に、宗教とは、人の命に寄り添う、人が生きることに寄り添っていくものであるという信念を持っています。

また、原告　　が所属する日本基督教団は、1966年に「第二次大戦下における日本基督教団の責任に関する告白」を出しています。この戦争責任告白は、国策により戦争に向かっていく政府の方針を応援するために作られた団体であったこと、戦争を是認し支持したことへの反省と、その過ちを今後繰り返すことのないよう、もしまだ日本が戦争をしていくようになったら、絶対反対の声を上げていくという内容です。教団は原告　　を含め、この告白を大切にして歩みを続けています（甲D22の1、甲D22の2、本人尋問）。

(4) 原告　　は、ジャーナリストです。原告　　は大学卒業後、40年間記者を務め、その間30年に渡って、原爆、平和問題の取材と番組制作を行ってきました。退職後もフリーのジャーナリストとして、原爆、平和問題の取材を続けています。

戦時中のマスコミは、軍部と政府に屈服し、軍部の嘘の発表を垂れ流しました。その結果、国民を煽り戦争に駆り立て多くの犠牲者を出しました。日本のマスコミは、その反省に立って戦争につながる動きに警鐘を鳴らし、歯止めをかける責任があると原告　　は考え、非戦と平和の報道に務めてきました。その際、原告　　の心強い拠り所となったのが、憲法9条でした。憲法が戦争放棄をうたい、武力の行使を禁じていることは、報道で非戦、平和のメッセージを発信する後ろ盾となつたのです。憲法9条こそが原告　　のジャーナリストとしての活動を支えてきました（甲D23、本人尋問）。

(5) このように、第2陣の原告らは、それぞれの人生経験やバックボーンは多種多様ですが、原告らに共通しているのは、戦争を絶対にしてはいけない、繰り返してはならないという平和への願いです。原告らは、日本国憲法の個人尊重の理念、平和主義の理念を人格形成の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを確立してきました。

7 このように、第1陣及び第2陣の原告らは、それぞれの体験、職業経験、人生経験から、日本国憲法の平和主義の理念を人格の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを築いてきました。その信念に基づいて、平和運動などの具体的な活動を行ってきた方々も大勢います。

そのような原告らは、二度と日本が戦争をしたり、戦争に巻き込まれたりすることはないと考え、信じていました。

ところが、新安保法制法の制定・施行によって、原告らの認識は大きく覆されてしまい、原告らは、日本が戦争に巻き込まれるのではないかという強い不

安を感じています。このような不安感は、決して漠然としたものではありません。戦争や被爆の想像を絶する恐怖、絶望、痛み、悲しみなどを実体験し、または、父母などから直接その体験を幾度も聞き追体験している第1陣の原告ら、そして、自らの体験、職業経験、人生経験から平和を切実に願う第2陣の原告らであるからこそ、自身の経験と結びついてしまうことで、その不安を具体的で明確なものとして感じることができ、原告らの心を大きく乱し、痛めつけ、苦しめているのです。

また、新安保法制法の制定・施行は、原告らが築き上げてきた自らのアイデンティティーを根底から否定するものでもあります。日本国憲法の平和主義とともに生きてきた原告らにとって、新安保法制法の制定・施行は、自らの人生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きることの中心に位置するものの破壊です。これほど具体的で大きな精神的苦痛はありません。

そして、これらの精神的苦痛は、原告らの人格の中心にある日本国憲法9条を、憲法改正手続きを経ることなく実質的にその内容を変えられてしまったことによってもたらされており、その憤りや精神的苦痛の大きさは想像するに余ります。

これまで個別に紹介してきた原告らは、新安保法制の制定・施行による精神的苦痛について、本人尋問や陳述書で、次のように述べています。

「時々、ぱっと現実の（B29の）爆音が聞こえてみたり、それから、夢の中で、あの被爆したときの近所の人の幽霊のような姿が出てきたり、そういうことが出てくるようになりました。」「（平和の尊さを話してきた子ども達に対して）うそをついたんじゃないかというような気持ちを持っております。」「戦争を絶対にしないということが、安保法の制定・施行により消えてしまうのかと思うと、残念で悔しくてなりません。」（原告）

「私たちがそういう語りべをしてきたことが、まるでうそかなんかみたいに、國の方針によって曲げられたことが大変私にとっては残念でなりません。」

「（日本が戦争に巻き込まれる）ものすごく不安を感じます。不安だけならいいんですけど、これは実現する可能性が高いんです。」「（過去の戦争体験や被爆の体験を）ものすごく思い出されます。ものすごくつらいです。」（原告

）

「私が目指している平和な世界の実現と真逆にある」「本当に私たちの運動にとって、許すべからずものだということを感じました。」「私たちは戦後世代ですけど、戦後世代ではなく新たな戦前がもう生まれようとしているんです。そういった状況を本当に危機感を持って私たちは捉えています。」（原告

）

「私は憲法9条は平和の証だということを先生に教えられました。そして平和教育を一生懸命やってきました。しかし、この新安保法制による戦争ができる国になるっていうことは、今まで私がやってきたことはいったいなんだろうかと、平和教育が無になると思うと、とてもいたたまれなく怒りを感じています。」「（自衛官になった教え子が）自衛隊の海外派兵で、もし戦争に巻き込まれたら、殺されたり、殺したりするんじゃないかと、とても心配です。」（原告）

）

「私が関わってきた公共施設が軍事利用され、そして関わってきた自治の仕組みがそういうことに利用されていくことになりますと、私は何のために仕事をしてきたのか、私の労働は何だったのか、私の人生そのものが否定されたというふうな気持ちになります。」「戦争になれば、多大な戦費が出費されるようになり、それを賄うために福祉関係の予算が削られてしまうのではないかと

心配しています。そうなると、今まで受けられていた支援が受けられなくって息子はどう生活していけばいいだろかと、そういうことが心配になってまいります。」（原告）

「（安保法成立の直後から、政府の方針を批判する声が押し潰されるようなものすごく同調圧力というものが強くなってきてているというふうに感じます。」「私は私でいたい、私の思いっていうものを大切にしたいっていうふうに思っているんですが、それとは裏腹に、何か大多数の意見に従わなければいけないっていう、そういうのにすごく精神的な苦痛を感じています。」「（宗教者として）私たちが信念として持っている戦争反対、平和の実現っていうことを、この法案によって覆されてしまうんではないか、そして、そのことに対して自分自身が加担させられていくんではないか。そういうことを思うと、ほんとに精神的に追い詰められてしまう、苦痛に感じてしまう」（原告）

「私は、長年戦争をするなということを伝えてきたわけですけども、日本を戦争する国に変えてしまった安保法制は、私のジャーナリストとしての人生を否定したと受け取っています。」「戦争をするなというメッセージを発信してきた私のジャーナリストとしての努力、あるいは人生が無意味だったということを意味してしまいます。私は、安保法制の制定を阻止できなかつた自分の無力を痛感し、打ちのめされました。」「憲法9条は戦争するなと訴えていた私の精神基盤です。その9条を破壊した安保法制というのは、私の存在を破壊したのと同じです。絶対に許せない。今でも怒りがこみ上げてきます。」（原告）

このように、原告らの受けた権利侵害及びそれによる精神的苦痛は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」では決してありません。

## 第4 安保法制の違憲性について

### 1 新安保法制法の全体像

新安保法制法がなぜ違憲なのか、それを考えるには、まず、新安保法制法の成り立ち、改正内容を正確に把握する必要があります。

新安保法制法は、10件の現行法の法改正と1件の新規立法で構成されています。

この新安保法制法の特徴は、大きく分けると、新たな政府解釈に基づく集団的自衛権行使の認容に伴う改正、もう1つは、平和維持名目による対外的な自衛隊の活動範囲の拡大です。新安保法制法の下では、自衛隊の活動が、様々な場面で武力の行使に結びつき、日本が戦争の当事者になっていくことが可能となりました。

これまでの政府は、憲法が許容できるギリギリの線で憲法解釈をして、立法を行ってきました。しかし、安倍政権は、この従前の政府解釈を根本から覆し、憲法がもはや許容できないレベルの憲法解釈のもとに、新安保法制法を制定したのです。

これから、あらためて新安保法制法がなぜ違憲なのかを説明します。

### 2 集団的自衛権行使容認の違憲性（自衛隊法76条1項、88条、事態対処法2条4号、3条4項、9条2項1号ロ）

#### (1) はじめに

次に述べるとおり、改正自衛隊法76条1項及び88条は、新たに加えられた「存立危機事態」にも防衛出動に伴う武力行使を認めることにより、集団的自衛権行使の道を開くものです。加えて、事態対処法が定義する「存立危機事態」は、そもそも定義そのものが不明瞭であり、防衛出動に伴う武力行使を、個別的自衛権行使の範疇にとどめるものとは到底言ふことはできま

せん。

また、集団的自衛権行使が憲法上認められないことは、長年にわたり繰り返された政府解釈により憲法規範となっていました。そのため、集団的自衛権を容認する新安保法制法は、武力の行使を禁じる憲法9条1項及び戦力不保持、交戦権放棄を規定する憲法9条2項に違反するものであることは明らかです。

## (2) 自衛隊法76条1項改正の問題点

まず、自衛隊法76条1項改正の問題点について説明しましょう。

自衛隊法76条1項は、自衛隊の防衛出動について規定しています。従前、防衛出動が許されるのは、「武力攻撃事態」、すなわち「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」に限られていました。しかし、新安保法制導入に伴う自衛隊法改正により、防衛出動が可能な事態として次のものが加えられました。事態対処法で定義づけられた「存立危機事態」、すなわち「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」です。

その結果、内閣総理大臣は、「存立危機事態」に際しても自衛隊の出動を命ずることができ、さらに、防衛出動を命じられた自衛隊は、自衛隊法88条を根拠に、わが国を防衛するため必要な「武力」の行使をすることができるようになりました。

このように「存立危機事態」とは「他国に対する武力攻撃が発生」した場合ですが、防衛出動し、「自衛の措置」として「必要な武力を行使することができる」のです。これは、個別的自衛権の行使の範囲にとどまるものではなく、集団的自衛権の行使に道を開くものと言わざるを得ません。

## (3) 事態対処法が定義する「存立危機事態」の問題点

ア さらに、「存立危機事態」を定義する事態対処法にも、重大な問題点が存在します。

そもそも、わが国では、自衛権の行使には、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）があること、②これを排除するために他に適切な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使であること、の3要件が必要とされることを理由として、集団的自衛権の行使は認められない、との政府解釈が繰り返され、すでに憲法規範として定立していました。ところが、「存立危機事態」を新たに定義することで、集団的自衛権の行使に関するいわゆる新3要件を明文化したのが事態対処法です（2条4号）。

しかしながら、この新3要件は多くの問題点を含んでいます。

#### イ 第1要件の問題点

新3要件の一つである存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されています。この存立危機事態の定義は、不明確で評価が必要な概念によって構成されており、どのような事態が、実際に存立危機事態に該当するのか、その判断基準が全くないということが問題です。

例えば、我が国と密接な関係にある他国とはどこでしょうか。まず、アメリカが頭に浮かぶと思いますが、お隣の韓国はそうなのでしょうか。中国は。ヨーロッパ諸国は。線引きできる基準はありません。

また、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるとはどういう場合でしょうか。ここで注意しなければならないのは、政府は、存立危機事態に該当するには、日本に直接的な戦火が及ばずとも、間接的な戦争の被害があれば足りると考えていることです。例えば、ホルムズ海峡封鎖の例による、石油供給が断たれるという経済的な影響です。しかし、このような政府の考え方は、「石油の一滴は血の一滴」といって戦争を開

始した戦前の危険な思想を思い出させます。グローバル経済の現代で、経済的影響をもって足りるとすれば、存立危機事態に該当する状況は無制限に広がる可能性があります。

このように存立危機事態に関する判断基準は全くありません。政府も、ホルムズ海峡封鎖の例をもって、存立危機事態を必死に説明しようとしたが、最終的に考え方を撤回しました。政府自身、どのような場合が存立危機事態に該当するのか分からぬまま立法したものと言わざるを得ません。

政府の過ちを正すのは我々国民です。しかし、判断基準がないのであれば、存立危機事態であるのかどうか判断ができません。深刻なのが、秘密保護法の下では、判断のために必要かつ十分な情報が与えられないということです。時の政権が暴走した場合、我々国民が政府の過ちを正すことができないのです。

これまで、専守防衛しかできないというのが政府解釈だったわけですが、改正法の下では存立危機武力攻撃を排除するために、自衛隊は地理的な限定なく海外で武力の行使が可能となります。憲法が想定し禁止しているのが、まさしく海外での武力行使です。改正法はそれを真正面から認めていますので、憲法に違反していることは明白です。

#### ウ 第2要件の問題点

第2要件の「他に適當な手段がないこと」についても、判断が困難です。他国に対する武力攻撃に対して採るべき手段・方法は、外交交渉、経済制裁その他、実力行使以外に危機を乗り越えるさまざまな手段・方法が考えられますから、「他に適當な手段」があるかないかは、相当困難な判断となります。

#### エ 第3要件の問題点

最後に第3要件の「必要最小限度の実力の行使であること」についてで

すが、政府は、海外派兵は、一般に自衛のための最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと説明しています。ところが、存立危機事態に対応するには、海外派兵をせざるを得ません。法文上、海外派兵は可能となっています。集団的自衛権の行使と、この第3要件は全く相容れないものであり、法律の内容として大きな矛盾を抱えています。この矛盾が憲法を無視して立法化したことによる綻びにはなりません。

#### オ 小括

今述べてきたとおり、存立危機事態において自衛隊を海外に派遣することは、憲法が禁止する「武力の行使」そのものです。しかも、事態対処法はその内容が極めて不明瞭なものであるため、そのような憲法が禁止する「武力の行使」を政府の判断で行えるという極めて危険な法律です。事態対処法及び自衛隊法が憲法に違反することは明白です。

### 3 後方支援活動の違憲性

次に、新安保法制法のもう一つの方向性である対外的な自衛隊の活動範囲の拡大についての違憲性を説明します。端的に言うと、新安保法制法では、後方支援活動の軍事色が強まりました。

- (1) まず、重要影響事態法及び国際平和支援法では、支援の対象がアメリカだけでなく、その他の外国の軍隊にも広がりました（重要影響事態法1条、3条1項1号、国際平和支援法1条、3条1項1号）。
- (2) 改正点で重要なのが、支援できる内容として、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備もできるようになったことです（重要影響事態法3条2項・3項、別表第一及び第二の備考<sup>\*1</sup>、国

---

\*1 重要影響事態法の前身である周辺事態法の別表第一・第二の備考では、「一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」と規定されていたが、重要影響

際平和支援法 3 条 2 項・3 項、別表第一及び第二の備考参照）。

後方支援活動は、一般に「兵站」と呼ばれる軍事行為です。自衛隊が直接攻撃をしなくとも、弾薬や燃料を補給し、それにより武力攻撃がされれば、後方支援活動は、他国の武力行使と一体化し、憲法の禁止する武力の行使に該当します。

この点、イラク特措法下での、航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であると判断した名古屋高裁平成 20 年 4 月 17 日判決を忘れてはなりません。

(3) 重要影響事態法及び国際平和支援法では、現に戦闘行為が行われている現場でなければ後方支援活動等ができるものとされ、地理的制限が緩和されました（重要影響事態法 2 条 3 項、国際平和支援法 2 条 3 項参照）。理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣の地域でも後方支援活動等を行えることになったのです。

(4) このように後方支援活動等ができない場所を「戦闘行為を行っている現場」に限定し、かつ弾薬の提供や戦闘のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を行うことまで規定した重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、憲法 9 条に反し違憲です。

#### 4 P K O 新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性

---

事態法では括弧書が削除された。

同じく、周辺事態法の別表第一及び同第二の備考には、「二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と規定されていたが、重要影響事態法では 2 号はすべて削除された。

新安保法制法では、PKOのあり方が大きく変わりました。特に任務遂行のための武器使用が大きく変わりました。

(1) 国連平和維持活動及び国際連携平和安全活動の両者を通じて、その業務内容として、いわゆる「安全確保業務」（国連平和維持活動協力法3条5号ト及びナ）と「駆け付け警護」（同法3条5号ラ）が追加されました。これらの業務の性質上、武装勢力等の妨害を排除し、目的を達成するための強力な武器の使用、すなわち任務遂行のための武器使用を必要とし、これを認めるものとされています（同法26条1項・2項）。

(2) 元々、PKO協力法において、自衛隊員が武器を携行し使用することは「武力の行使」・「交戦」に当たり違憲であるという主張は根強くありました。政府は、この点について、自衛隊員の武器使用は、自己保存のための自然権的権利であり、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらないと説明してきました。

しかし、改正PKO協力法のもとでは、自衛官個人の自己保存に限定して武器使用が認められるという考え方がもはや完全に放棄されており、自衛官の武器使用を合憲と説明する基礎が失われています。

(3) また、PKO協力法では、いわゆるPKO参加5原則を定め、客観的に「交戦」・「武力の行使」に当たらない状況を担保し、武器使用について自衛官個人の自己保存である場合に限り許されるということで、合憲と考える余地もありました。

ところが、改正PKO協力法では、このPKO参加5原則そのものが崩れています。PKOは、中立であることが大切ですが、住民保護のために自衛隊から攻撃を受けた一方の紛争当事者は、自衛隊を敵とみなすはずです。その時点で、自衛隊は、中立の立場にはありません。つまり、「安全確保業務」と「駆け付け警護」は、PKOの基本的理理念である中立と相容れないものなのです。

(4) 改正PKO協力法における新任務である「安全確保業務」及び「駆け付け警護」，それに伴う武器使用は，もはや政府の従来の解釈で正当化することはできないのであり，これが武力の行使を禁止した憲法9条1項及び戦力の保持と交戦権を否定する憲法9条2項に違反することは明白です。

## 5 外国軍隊の武器等防護の違憲性

最後に，隠れた集団的自衛権の行使と言われる法改正について説明します。自衛隊法95条の2が新設され，自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため，平時から自衛官に武器の使用を認められることになりました。

防護の対象となる武器は，空母等の艦船や偵察機等の航空機も含まれます。このような武器を奪取したり，破壊したりするのは，ふつうに考えれば国又は国に準ずる組織です。例えば，航行中のイージス艦や飛行中の軍用機に対する攻撃に対処する場合，自衛官が使用することとなる武器は，PKO活動の場合などとは異なり，自衛隊の艦船や戦闘機に備置された火砲等となります。そうすると，自衛隊法第95条の2による自衛官の対処は，少なくとも外観上は，自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難く，実際にも戦争の発端となりかねないことに十分留意する必要があります。

このような武力衝突は，他国との「交戦」であり，なし崩し的に戦争に突入してしまう危険があります。ここでの自衛隊の武器の行使は，政府のコントロールが及ばないままされるため，文民統制が機能しない危険性があります。

したがって，自衛隊法95条の2は，憲法9条及び憲法66条2項に違反します。

## 6 結論

このように，多くの法律に違憲である改正内容が盛り込まれました。その内

容を見れば、原告らが、日本が戦争に巻き込まれることになるのではないかと深刻に不安に思い、本件訴訟を提起した理由がご理解いただけると思います。もはやどのような理屈を立てようとも、新安保法制法を合憲とする余地はありません。

## 第5 国賠法上の違法性の判断の枠組みについて（準備書面(7),(9), (17), (26)等）

### 1 職務行為基準説＋相関関係論

本件では、以上述べてきたように、①平和的生存権、②人格権、憲法改正決定権が裁判規範を持つ具体的権利として存在し（第2），各原告の権利侵害も明らかです（第3）。そして、新安保法制の違憲性も明らかです（第4）。

そうすると、これをどのように判断するかが問題となります。

これについては、国賠法上の違法性を検討するに当たり、判例を援用しつつ、職務行為基準説に立ったうえで相関関係論を採用すべきです。

すなわち、昭和60年最高裁判決が判示する「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」，平成17年最高裁判決が判示する「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」，平成27年最高裁判決のいう「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合」などは、原告のいう「侵害行為の態様・程度の重大」な場合を意味しているのであって、その重大性に鑑み、「例外的に、国會議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評

価を受けるものというべきである。」（平成17年判決）とされています。

## 2 本件において

かかる判断枠組みに新安保法制の立法過程に当てはめてみると、次のとおりです。

憲法尊重擁護義務を負う国会議員は、国民に誠実な態度で立法行為を行ったとはとてもいえないものでした。これまで歴代政府は、日本は個別的自衛権を行使することはできるが、集団的自衛権は行使できないという立場を終始一貫してとってきており、歴代の総理大臣も内閣法制局長官もその旨国会で明らかにし、政府答弁書等においても繰り返し表明されてきました。これは、まさしく憲法9条2項の交戦権否認、戦力不保持規定という一義的文言によって、解釈上、集団的自衛権の行使は認められないとされてきたからに他なりません。今回の政府の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定や、新安保法制法案の提出、国会における採決の強行は、これに全く反したものでした。

しかも、元最高裁長官をはじめとして歴代内閣法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの司法関係者のほとんどが、これら政府、国会の行為が違憲である、立憲主義に反すると反対していました。

にもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の職務義務違反であるといわざるをえません。これらは、内閣構成員である国務大臣の国会答弁などの行為にも該当します。

したがって、判例の判断枠組みを適用した場合、本件における立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たるというべきです。

よって、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行

為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点においてその違法性は顕著であり明白です。

裁判所におかれでは、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係を考慮するという判断枠組み（相関関係説）を前提として、「当該新安保法制法の内容が憲法の一義的な内容に違反しているかどうか」を判断しなければなりません。

その意味での合憲か違憲かの判断については回避できません。

## 第6 裁判所に求められているもの

### 1 はじめに（詳細は準備書面(12)等）

私たちは、裁判所に対し、憲法に則って正面から憲法判断をすることを期待します。これは、抽象的に違憲審査を行えと述べているわけではありません。

付隨的審査制の枠組みの中で、「必要な場合」にあたるのであるから、違憲審査権の行使をすべきと述べているのです。

### 2 違憲審査権の意義

憲法は第81条において、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定め、裁判所に違憲立法審査権を与えていました。

これは、第1に憲法が最高法規であり、これに違反する法律、命令その他の国家行為は違憲・無効となるからです（憲法98条1項）。また、第2に、基本的人権の尊重の原理から導かれます。すなわち、基本的人権の確立は近代憲法の目的であり、憲法の最高法規性の基礎ともなっている価値です。そのようなことから、その基本的人権が立法・行政権等によって侵害されたときには、それを救済する役割を果たす「憲法の番人」としての役割が裁判所に要請されることになるのです。

### 3 裁判所の役割

日本の裁判所は、この違憲立法審査権の行使について、付隨的審査制のもと抑制的でした。

しかしながら、現在のように行政国家現象が進み議会主義が形骸化する現代国家の中で、憲法規範の客觀的保障を實現していく役割を果たすことができるるのは裁判所だけです。付隨的審査制をとりつつも、個人の人権の保障を通じて憲法秩序そのものを保障することは矛盾しません。

新安保法制の制定については、内閣法制局が自らの役割を放棄し、国会や内閣が機能していません。国会や内閣といった政治部門が正常に機能していないときにこそ、裁判所が積極的に判断しなければなりません。民主制の過程が正常に機能していないのですから、裁判所が自制すべき理由も見当たりません。

裁判所におかれては、憲法に則って、正面から判断することを期待します。

以上